

（午前10時40分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）改めまして、皆さん、おはようございます。

一般質問をただ今から行います。

今回、四点ありまして、まず、第一点目は、新型コロナウイルス感染症対策、PCR検査についてであります。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、行政検査の対象とならない場合、全額自己負担となっています。

政府は9月15日、発熱や咳といった症状がなくても、高齢者や持病のある人がPCR検査を希望した場合、市区町村に対し費用の半額を補助すると閣議決定しました。この決定は9月15日からの実施としています。

本市における新型コロナウイルス感染症対策について、いくつかお尋ねします。

まず、一つ目は、高齢者や持病のある人は感染すると重症化するリスクが高い上、重症者が増えれば医療提供体制を逼迫するおそれもあります。政府は検査の受けやすい環境整備が重要だと判断し、実施に至りました。私は政府のこの助成事業を本市でも実施されるよう提案いたします。

二つ目に、9月議会で私がPCR検査センターの設置を要望したところ、橋本保健所管内に設置する協議を今進めているところという答弁でございましたので、現状どうなっているのかお聞きしたいと思います。

大きな項目、二つ目で、結婚新生活支援事業

についてお尋ねします。

結婚新生活支援事業は以前から既に国の事業として実施されているものです。少子高齢化対策の一環として、新婚世帯の家賃や敷金・礼金、引っ越し代など、新生活にかかる費用について補助する制度です。

対象は、一つの対象は婚姻日の年齢が夫婦とも34歳以下である条件と世帯収入が480万円未満などの条件に当てはまれば、30万円を上限に費用補助を受けることができる、補助額の半分を自治体が負担する制度であります。

和歌山市の場合、年齢は34歳未満、年収は340万円以下という条件をつけております。30万円を上限に費用補助することができるようになっています。

和歌山市の受付実績は令和元年度で36件ありました。当初予算は540万円を620万円に増やしています。令和2年度も540万円の予算を組み、現在34件を受け付けています。

和歌山市と本市で人口比較すると、約36万7,000人に対して、橋本市の場合は約17%の6万2,000人です。本市でこの制度を実施したとしても、そんなに予算は要らないと思います。年収の少ない若者たちに少しでも何とか住み続けてもらえるようにすることが、本市の人口減少に歯止めをかけることになるのではないのでしょうか。この点をぜひ実施していただきたいと思います。

大きな項目、三つ目ですが、公民館等公共施設使用料負担増の計画についてお尋ねします。

本市が社会教育団体、公民館サークルの代表者に対して、公民館等公共施設使用料見直し案の説明会を実施した件についてお尋ねします。

一つ目に、公民館等公共施設を利用している社会教育団体、公民館サークルはいくつありま

すか。

二点目に、説明会に参加された団体、公民館サークルはいくつでしたか。

この説明会での、主な質疑応答どのようなことがありましたか。

参加されなかった団体、公民館サークルからは、どのように意見を聴取されましたか。

大きな項目、四つ目であります。本市の森林整備についてお尋ねします。

本市は橋本市森林整備計画や橋本市木材利用方針等によって森林整備が進められています。橋本市木材利用方針には、本市の森林は地域面積の約6割を占め、森林資源を生産・供給する経済的機能はもとより、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化防止、生活環境保全及び保健文化機能等の多くの公益的機能を有しており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることは極めて重要であると書かれています。

本市の森林にナラ枯れ等の被害が出始めています。生活環境や防災の関係からお尋ねします。

一つ目に、県道九重名倉線にある通称松尾道を散歩道として事業されている市民は少なくありません。道中にナラ枯れの木が何か所かあり、木が傾いています。もし折れたりすると、人や車に対して非常に危険です。県道ですので伊都振興局に対策を申し出ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二点目に、伊都振興局林務課を訪ねて、橋本・伊都地域のナラ枯れ被害状況を聞いてまいりました。防災等の面からも心配されるところであり、本市の現在の対応についてお尋ねしたいと思います。

壇上から質問は以上であります。どうぞご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの質問

項目1、新型コロナウイルス感染症対策・PCR検査に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナウイルス感染症対策・PCR検査についてお答えします。

この11月以降、全国的に新型コロナウイルス陽性患者が大幅に増えていることから、改めて本市でも感染対策を徹底することが必要と認識しています。

また、県内外においても各施設などでクラスターが発生している状況で、特に重症化リスクの高い高齢者については感染予防を徹底することが求められています。

まず、一点目の高齢者等のPCR検査の助成事業を本市でも実施してはとの提案についてですが、国は令和2年9月15日に、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業の実施を決定し、発熱や咳といった症状がなくても、高齢者や持病のある方の希望によりPCR検査を行う取組みを実施する市町村に対して、事業対象者経費2万円を上限として、検査費用の半額を国が補助することを決定しました。

これを受け、事業実施をする市町村は県が策定する検査体制整備計画との整合性を図る必要があることから、県と協議を進めてきました。

県の方針として、本事業の対象者は、高齢者施設に新規に入所する方のPCR検査に限定した内容となっており、本市では140名分の検査枠を見込んで、現在、国に実施計画書を提出しているところです。

具体的には、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に新規入所する方が対象で、ご本人の希望がある場合に本事業によるPCR検査を

行い、2万円を上限として半額の助成を行うという内容です。

次に、二点目の、橋本保健所管内にPCR検査センターを設置することについてお答えします。

9月時点において、県は橋本保健所管内にPCR検査センターの設置に向けて関係機関と調整していると答弁させていただきましたが、その後、冬期における季節性インフルエンザの同時発生が懸念されることから、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の鑑別を先に行うこととする方針に変更されました。

これにより、本年11月からは、県内の各保健所に受信相談窓口を設置するとともに、かかりつけ医がいる方は、まず、かかりつけ医に電話相談を行い、かかりつけ医がPCR検査を必要と認めた場合は、保健所の指示に従い、県と契約を行っている医療機関を案内し、PCR検査を受けるという仕組みに変更されました。

また、かかりつけ医がいない場合は、平日は保健所に相談し、医療機関が休日の場合はナビダイヤルで接続される先に電話相談をすることになっています。

当初導入を検討していたPCR検査センターは、9月以降、県内の医療機関によるPCR検査体制が大幅に強化されたことから、現在設置の予定はないと保健所から聞いています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番高本さん。

○10番（高本勝次君）まず、一点目にお聞きします。

最初の①のところの再質問であります、本市では今回、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等に新規に入所する方が対象で、本人の希望がある場合にPCR検査を、2万円を上限として半額の助成を行うという内容の答弁でありました。

例えば検査費用が2万円とした場合に、1万円が国負担で、残り1万円の負担はどのようになっていくのか、ご説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど県から内示が下りてきまして、140万円の内示が下りてきたところですが、これから市の事業計画を立てている形になります。

また、医療機関とも調整する必要がありますので、来年1月ぐらいをめどに実施していきたいと考えているんですけども、国の補助が2分の1以内、市がその2分の1を負担するということで、例えば3万円要った場合は自己負担分が1万円になります。

ただ、2万円に達していない場合も、平等性の立場から本人負担をいくらか取る形にしたいということで事業計画を立てております。

ですので、2万円以下の場合でも、国の補助が1万円ですので、個人負担をいくらかもらう形ということで調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）2万円かかった場合は自己負担が5,000円になるのではないかとこの話も聞いておりましたんですが、次に、二点目をお聞きします。

本人負担となりますと、低所得の方も含めて、PCR検査を希望しなかったら、そのまま高齢者施設に新規入所することになりますが、それでもいいのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど答弁でも言いましたように、今回、市の枠が140万円ということで限度がありますけども、本人から希望があればという答弁をさせていただきましたが、施設からの要望等がある場合も、その辺も柔軟に対応させていただきたいと思えます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）施設から要望、希望がある場合もあると思うんですか。もしなかった場合はそのまま施設に入ってしまうということではよろしいんですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今も施設のほうで検温等を行いながら施設に入る形になっていますけども、今のところ、そういう形になっていくと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、施設や本人からの希望がなかったら、そのまま入ってしまうということで理解しておきます。

三つ目にお聞きしたいんですが、高齢者施設が必要と判断して実施した自費検査は、新型コロナ緊急包括支援交付金というのがあるんですが、この補助の対象になるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でよろしいですか。

これは和歌山県に確認したんですけども、介護報酬の対象とならないかかり増し経費等に対して、交付金を活用して支援を行う形になっています。

このかかり増し経費につきましては、職員の慰労金のほかに、新型コロナ対策に係る衛生用品の購入、新規入所者のPCR検査費用も補助対象として認められていますけども、補助金には一応限度があります。

また、令和3年1月末までに支払いや契約が完了しているものに限るという基本的な制限があります。

こういう形で、ほかの補助金との併用が認められないこともありますので、なかなかこれに該当するものが、今のところなんですけども、少ないと感じております。

また、本市が行う高齢者を対象とするPCR検査の補助事業とも重ならないようになっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、お聞きしたいんですが、二点目のPCR検査センターの件でお尋ねしたいんですが、最初の答弁で、県内の医療機関によるPCR検査センターが大幅に強化されたことから、現在設置の予定はないという答弁でありました。

橋本保健所管内の感染者数は、国の分科会が提示した爆発的な感染拡大の指標2に近づきつつあります。県内の四つの保健所で見ても、橋本保健所管内が飛び抜けて感染者が多く出ています。市民の間に大変な不安が広がっています。

県内の医療機関で検査体制が強化されていると言われるが、橋本保健所管内の医療機関で見て、PCR検査体制が強化されているのか、具体的に説明してください。

県では強化されていると言われるが、現実、私らが住んでいるこの橋本保健所管内でPCR検査が強化されているのか、お聞きしたいと思います。もしそうでなかったら、PCR検査センターの設置が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）基本的には県が整備計画によって決めていくことですので、橋本管内だけがセンターを設置するというわけにはいかないと考えております。

ただ、先ほどの答弁にもありましたように、当初9月時点で、10月1日時点ですけども、検査可能件数が775件から、ピーク時では最大で3,808件に増えているということで、県内全体ではPCR検査の整備が非常に進んでいると感じております。

それと、橋本市内でも、医療機関については名前は出せないんですけども、PCR検査を行える機関、医療機関が増えているということで、今回の県の判断になったと感じております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今の答弁は分かるんですが、橋本保健所管内での医療機関の検査体制が本当に強化されているかどうか、ものすごい不安なんですけど、県全体ではそういうふうにおっしゃるか分かりませんが、私らが実際に住んでいるこの橋本保健所管内での検査体制が具体的に強化されているというのは、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今申しましたように、医療機関の名前は言えないんですけども、医療体制が非常に整っているということで、橋本保健所が検査センターではなしに、かかりつけ医からとか、その辺の違うPCRの検査の体制を整えてきたということで、橋本保健所が判断しましたので、橋本管内についても整備が非常に整っていると思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今日調べたんですが、橋本保健所管内の感染者の数は、はじめから数えていくと96人ありまして、この11月を見ても飛び抜けて多い。

和歌山県の、先ほど言いました10万人当たりの感染者数なんですけど、ここに書いていますんですけど、10万人当たりで見ると、和歌山県の約、県全体で見ても、10万人当たりの感染者数の割合は、橋本保健所管内は倍であります。倍以上出ています。

そんな状況で本当にこの先安心できるのか、すごく心配なんですけど、どんどん感染者数が増えていく中で、PCR検査センターをもう作る必要のないような気はしないと思うんですが、ど

のように見ておられますか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）繰り返しになりますけども、PCRセンターの場合は、医療機関の整備があまり整っていないということでPCR検査センターを設置するというのでしたけども、10月1日以降、非常に医療機関のほう充実してきましたので、センターからほかの形に、保健所が、県の方針が変わったということですので、今後感染が拡大してくれば、また違う整備も、また違う対策も考えていくと思うんですけども、今の状況ではこの方法がベストだと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）状況によっては検査センターも、必要性が出てきた場合はやらなくてはならないということが、県とも相談しながら、その必要性が出てきたら設置できる方向で協議を進めていただけるようお願いしたいと思っております。

一つ目はこれで終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、結婚新生活支援事業に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）結婚新生活支援事業についてお答えいたします。

橋本市は人口減少に歯止めをかけるため、少子化対策の一環として平成23年度から平成29年度まで結婚支援事業を行っており、平成28年度と平成29年度は地域少子化対策重点推進交付金を活用し、男女の出会いはもちろん、郷土愛の醸成も目的とし、橋本市の魅力に出会い再発見につながるイベントを、はしもとde婚パと称して、結婚支援事業を行ってまいりました。

その他、夫婦どちらかが39歳以下かつ市外からの転入の若年層夫婦が住宅を新築した場合に、転入夫婦新築住宅取得補助金を交付してい

ます。

議員ご提案の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業は、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを軽減するために平成28年度から始まっており、現在、県内では、和歌山市、由良町の2市町が実施しています。

本市としましては、結婚新生活支援事業を導入した場合に、市内在住者や夫婦どちらかが市外からの転入であっても補助できる対象となり、より定住人口の確保と少子化対策に資することができると考えています。

予算を確保していないことや対象者が極めて限定的になることから、今年度から実施することはできませんが、今後、国や県の動向を見ながら前向きに検討していきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一点目をお聞きします。

国のほうで来年度から今の制度の条件を緩和して、年齢条件を39歳以下、年収は約540万円未満、補助は上限、倍の60万円と、そういう計画で、今、国の予算が通れば、それが実施される方向になっています。経済的理由で結婚を諦めることがないようにと後押しするためにつくられた制度であります。

政府のほうも前向きに、こういった年齢条件の緩和、年収や上限を60万円ということで計画を進めようとしておりますので、もうそういった前向きの検討を進めている中で、今、この制度の見直しが行われようとしています。

今度、本市で前向きの検討ということでありますが、実際これを制度としてやっぺいこうとしたら、具体的にどういった条件が揃わないと実施できないのか、説明していただけたらと思

います。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしの件についてお答えさせていただきます。

まず、この制度を実施するとなると、優位な補助制度になるように活用するとなれば、県がモデル的に認めていただかなければならないという条件が出てきます。仮に県が認められなければ本市の負担額が増えるという、そういう状況にあります。

したがって、前向きに検討する中で、県関係機関とも十分調整をしながら、本市として優位な制度となるよう検討を行いたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）県のモデル事業ということなんですが、今、感触をつかんでいるところで、県の動きはどんなふうになっていますか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現段階で和歌山県は前向きに検討をいただいています。

ただし、大阪府等周辺の自治体においても前向きに検討されておりますので、必ずしも和歌山県が採択されるという状況は、現時点では分からないところです。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ぜひ、若者の人口減少はやっぱり食い止めていくことがすごく大事だと思いますので、何とか前向きの検討ということでもありますので、本市でもぜひともこれ実施していただいて、やっぱりこの和歌山県下、他市に対しても、橋本がやったということになれば、やっぱり自分たちも、自分とこの自治体も考えていこうということになっていくと思いますので、率先して橋本市が実施していただけるように、前向きに、前向きというか実際やるような方向で進めていただけるようお願いしたいと思います。

もう一点ちょっとお聞きしたいんですが、橋本市は年間約500人の人口減少が起こっており、そうした中で、若者定住で人口減少を少しでも食い止めるためにも、結婚新生活支援世帯の定住は極めて重要だと思います。

今、非正規で働く人、年収の少ない若者が少なくありません。住み続けてもらうために、行政として手助けできることは少しでもしてあげたいという熱意を示していくこともすごく大事であります。

この結婚新生活支援事業をぜひとも実施していただきたいという思いであります。この件についてちょっと市長のほうからお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。ご指名してあれですが。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

私も大変必要な事業かなというふうには思っています。ただ、菅内閣総理大臣がちょっと補助金を上乘せしてという話を政府・与党の中でやってもらったと、国会でも表明したと思うんですけども、ただ、まだ具体的なところというのが国のほうからまだ示されていない。

ですから、やはり国がきちっと制度設計をして、予算をつけて、そして、県がそれを承認してということになれば、事業をしていけるのかなというふうに思っています。

今の段階では本当によく分からないんです。これをやりますと書いていただいているんですけど、その、では制度設計は、予算はどうするんやというところの部分が、まだもう一つはっきりしていませんし、今後、和歌山県がそれを認められたとしたら何とか取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ちょっと国・県の動向を見ながら決定していきたいというふうに思っていますので、ご理解よろしく

お願いします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）こういう制度があるということも私も長く知らなかったもので、すごくこれいい制度だなと思いますので、何とか実施できたらと思いますので、ほんまにもう、もっともっと前向きに、国は一体どうしてるんや、県はどうしてるんやという後押しするぐらいの勢いで進めていただいて、やっぱり和歌山でもこないして、そんな大きな金額と違います、先ほど言いましたとおり。ほんまにこの500万円そこらで三十何人の人が残っているわけですから、すごくこれは人口減少を食い止めるプラスになると思いますので、よろしく願いいたします。

これで二つ目は終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、公民館等公共施設使用料負担増の計画に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）おはようございます。

公民館等公共施設使用料負担増の計画についてお答えします。

まず、一点目の団体数ですが、令和2年11月現在、社会教育関係団体が、文化の部で120団体、スポーツの部で38団体の合計158団体、公民館サークルは286団体となっています。

次に、二点目の、説明会への参加者数については、まず、令和2年1月に使用料等の見直しにあたり、その目的、趣旨を示す説明会を計4回開催し、公民館運営委員及びサークル代表者の665名に対し、274名の方にご参加いただきました。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、社会教育関係団体、社会体育施設及び文教施設利用団体の計317団体には説明資料を送付し、書面にてご意見を頂きました。

た。

次に、令和2年8月には具体的な見直し案を示す計9回の説明会を開催し、社会教育関係団体、公民館サークルのほか、社会体育施設及び文教施設利用団体も加え、合計577団体に案内をし、366団体の方にご参加いただきました。

説明会での主なご意見としては、使用料を負担することになれば利用率が減るのではないか、高齢者から使用料を徴収することへの懸念など、今後の公民館活動を心配するご意見をいただきました。

また、使用料負担はやむを得ないが、サークル活動をやめる方がないように工夫を凝らした活動となるよう検討されたい、収入を得ることで維持管理の質が向上することを期待するなど、見直し後の公民館活動を期待するといったご意見も頂きました。

これらの意見に対して、頂いたご意見を参考として、社会教育活動におけるサービスを今後も継続していくためにもご協力をお願いしたいと回答しました。

また、自分たちの活動が減免の対象になるのか知りたいといったご質問も多く頂きましたので、今後、ガイドラインを作成する予定であることをお伝えしました。

次に、参加されなかった団体への対応についてですが、あらかじめ説明会の開催日を複数設定して、なるべく多くの団体にご参加いただけるよう配慮するとともに、資料及び意見書を送付し、欠席される場合は、ファクス、メールでご意見を頂くよう案内文でお願いし、ご意見を頂いたところです。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、一点目にちょっとお聞きします。

社会教育法第20条で、こういうように書いて

います。公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。地方公共団体の責務として、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとするとあります。

本年8月5日に開催された第1回橋本市立公民館運営審議会の会議で出された質問にこれがありまして、社会教育委員会会議で公民館使用料等の見直しの件について説明されていますかというご質問があったようですが、そのとき教育部長は、しておりますと答えています。

そこでお聞きしたいんですが、いつ行われた社会教育委員会の会議で説明されたのか、また、どういう意見が出されたのか、お聞きしたいと思います。もう1個付け加えて申し上げたいんですが、調べてみたらちょっと分からなくて申し訳ないんですが、社会教育委員会の会議は傍聴に参加することができるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問にお答えします。

まず、社会教育委員への説明なんですけども、まず、8月12日に役員の皆さんに、2名の方なんですけども、ご説明をさせていただきました。それを踏まえて、10月27日に社会教育委員会会議におきまして説明、報告をさせていただいてございます。

それから、一般傍聴の件につきましては、後ほど回答させていただきます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）お聞きしたことにおっしゃってないんですが、どういう意見が社会教育委員会の会議で出されたのか、お聞きしたいと

思います。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）社会教育委員のご意見として頂いた分でございます。

まず、今回の見直し全般に関しまして、やはり、どのような経過で説明をされてきたのかということについて言われております。

それにつきましては、これまで、令和元年度、また、令和2年度にかけてやってまいりました説明会、それから8月に、先ほど答弁でも申し上げましたように、説明会、具体的な見直し案ということによってやっていくということも説明をさせていただいております。

その上で、ご意見ですけれども、生涯学習活動の抑制に、つまり生涯学習活動が低下しないように工夫をしてほしい。社会教育関係団体、今、減免対象となっております団体になるんですけれども、の位置づけを改めて整理する必要がある。それから、基金ということで、これまた議案のほうでも別途提案をさせていただいておりますけれども、基金への積上げについては市全体で負担する考えもあるというようなご意見を頂いております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）もう一点お聞きしたいんですが、公民館は住民の自発的な学習活動を奨励し援助することが重要であることから、個人やグループの交流の場を積極的に提供したり、自発的な学習グループをつくるきっかけづくりという育成援助に努める必要があると文部科学省でも言っています。

公民館サークルが市内に286あるということが先ほど答弁にありましたが、これらのサークルは、はじめに言いましたように、社会教育法第20条で言っている、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与してきたと思いますが、実際、教育委員会として、これ自身は、286あるサークル自身が、今、社会教育法第20

条で言っているような活動をしてきていると私は思うんですが、実際どのように受け止めて理解されているのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）公民館で活動していただいております286のサークルの皆さまにつきましては、先ほど議員もご指摘ございましたように、社会教育法第20条の趣旨の目的に沿った、様々な教育的な活動をしていただいております。

さらに、今年の令和2年3月議会におきまして、11番議員のほうからも一般質問を頂いております、その際には、サークル活動ということにつきましては、地域の暮らしや文化を豊かに育てていくための中心的な役割を果たしていただいておりますというふうに答弁をさせていただいております。今その気持ちには何ら変わりはありません。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）趣味とか文化活動、いろいろなサークルがあると思うんですが、それぞれやっぱり、それぞれの思いが一致してそういうサークルをつくって活動していると思うんです。

だから、心情的にやっぱり、それを支えていくという市の姿勢が大事かと思うので、そういう意味での側面的なあたり方というか、そういうことはすごく大事と思うので、使用料の問題は言いませんが、もうそういったことを考えながら、やっぱり育成していくことが大事かと思っておりますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

これで三つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）ちょっとお待ちください。答弁保留の部分がございますが。

それでは、今、調査中でございますので、次の項目に行かせていただきます。

それでは、次に、質問項目4、本市の森林整備に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○**経済推進部長（北岡慶久君）**本市の森林整備についてお答えします。

議員おただしのとおり、全国的にナラ枯れ被害が広がりを見せる中、本市の森林においても同様の被害が多く発生します。

ここでナラ枯れについて補足しますと、ナラ、カシ等の広葉樹に寄生し樹木を弱らせるナラ菌という病原菌と、それを媒介する害虫であるカシノナガキクイムシの繁殖が原因となっており、ナラ菌の作用と幼虫による食害で樹木が水を吸い上げられなくなり枯れてしまうというもので、冬の間に幼虫が樹木の中身を食べ、春に体長5mmほどの成虫に羽化した後、新しい樹木に産卵すると同時に、ナラ菌も感染させるという仕組みで、水面に広がる波紋のように被害が各地に広がってきました。

現在のところ、ナラ枯れには特効薬となるような対策は確立されておらず、基本的に被害木を伐採、成虫がほかに飛散しないようにシート密封し、燻蒸処理等を行うこととなります。

この対策は県の補助制度を利用することはできますが、森林所有者が実施しなければならず、対応に苦慮しているところです。

議員おただしの通称松尾道は、県道112号九重名倉線であり、歩行者や通行車両等の安全対策については、道路管理者である県の判断によることとなります。

松尾道におけるナラ枯れ被害については伊都振興局も既に把握しているところですが、被害を受けた木々の多くは道路に隣接する山林等に自生したもので、隣接山林に生えている樹木は山林所有者の財産であることから、安全対策といっても、行政が無断で伐採等を行うことはできません。

このことから、現在の本市の対応としては、森林の場所等に関わらず、被害木について市民から相談を受けた場合、森林の所有者を特定し、文書通知により伐採等をお願いするの併せ、県補助制度や伐採事業者の紹介を行ってまいります。

現在のところ、市民の方からの情報提供件数は僅かではありますが、森林が持つ多面的機能の発揮と防災面の観点からも豊かな森林の育成は必要であり、今後ますます被害木が増加し、市民の皆さまを危険にさらす可能性のある箇所が増加することにも備え、補助事業等の交付主体である県とも密に連携しながら、引き続き、市ホームページ等による啓発活動により情報提供件数を増やすことができるよう努めたいと考えています。

○**議長（土井裕美子君）**10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○**10番（高本勝次君）**まず、はじめに、一点目ですが、この質問をするにあたって、いろいろ担当課でもお話をさせていただきまして、先日、忙しい中、部長をはじめ担当課の皆さんと一緒にこの現場、ナラ枯れの現場を見ていただきましたので、その節はご苦労さまで、ありがとうございました。

県道九重名倉線である通称松尾道は、地域住民の散歩道にもなっており、通行車両もあります。道路にまで伸びているナラ枯れなどの木があります。倒れたり折れたりしたときの事故も想定されます。

対策については、ご答弁にありました、森林の所有者を特定し、文書通知により伐採等をお願いするの併せ、県の補助制度や伐採事業者の紹介を行うと先ほどありました。

かなり大きな木でありますので、伐採費用も相当かかるかと思えます。所有者の負担でできない場合もあるのではないかと思います。

そんなことで市民への被害も想定されるわけでありますので、県の担当課、市当局も入って、所有者の事情をよく聞いていただいて協議していかないと解決できないと思いますが、そういった協議の場を持っていただけるように進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしのとおりでありまして、そういった木々を所有している地権者の方には、危険な樹木であるという認識を持っていただいて、伐採等の手続きを踏む中で、市、それから県と共同になりまして、補助制度や事業所の紹介に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）かなりの費用がかかると思います。かなり大きな木でありますので、あんたが持ち主やから何とかしなさいと、なかなか補助金もらっても、少ない補助金だと思えますので、解決できないと思えますので、もう本当によく何とかお話していただいて、対策を講じていかないと、散歩道の道でありますので、まずはここから解決していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いてお聞きしたいんですが、森林のナラ枯れなどの被害が広がることによって、災害、土砂災害のほうも想定されます。

橋本市森林整備計画に基づいて、県と協議しながら進めていくものと思いますが、市民の安心・安全な生活、財産を守ることは極めて大事であります。

風水害、土砂災害など、防災の面からも、かなり不安があります。対策は、国及び県が主体的に対応するものでありますが、そういうところが対応することになっておりますが、本市としての対応の仕方というんですか、どのような対応の仕方で進めていくのか、お聞きしたいと

思います。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）壇上でも答弁させていただきましたところを、一部補足しながら具体的な例を挙げて説明をさせていただきます。

例えば、先ほど議員おただしの、松尾道におけるナラ枯れの現状ですが、今、26本が枯れているという状況をつかんでおります。そういった中で、県が主体的に伐採をできるという、県の敷地内にあるものについてはゼロ本です。

ということは、この26本の地権者について、改めて、先ほど来ご説明をさせていただいているような手続きを踏んでいくこととなります。

市全体での被害状況等、具体的な通報等は、今、壇上で申し上げたとおり、まだまだ少ない状況でもありますが、こういったことの周知については、地域の皆さんが意識を持って、ここが危険だよというような情報をまず頂くことからスタートすると思います。

危機管理監、危機管理室とも情報共有しながら、市全体として市道の管理区域も含めて、情報をつかんで対応をまずはしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、答弁いただきましたように、状況は本当に、これ地震でも起こったら折れるん違うかなという感じもします、現場を見に行ったら。

そういう意味で、何とか早期に解決できる方向で、地権者と一緒になって相談していただいて、できるだけ早く解決できるような方向で、大変ですが、よく分かりますが、ちょっと努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）先ほど、高本議員の質問項目の3で保留をしておりました答弁がご

ございますので、答弁をお願いいたします。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）先ほど答弁を保留させていただいておりました社会教育委員会議の一般傍聴についてでございます。

現在、社会教育委員会議におきましては、社会教育委員の設置等に関する条例及び、これは教育委員会規則になるんですけども、社会教育委員会議運営規則によりまして、会議が実施されております。

このどちらの例規にも傍聴の規定はございませんので、現在は一般傍聴は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか、今の件に関しまして。まだ時間ございますので、時間いっぱい使っていただいて結構でございます。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）市の関係する協議会とか審議会とかはもう一般的に傍聴できるのが普通でありますので、それはちょっと、教育委員会も傍聴できますし、ぜひ傍聴できるように直していただいて、検討していただけるように、くれぐれもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）教育委員会におきまして、今後、傍聴につきまして検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、よろしいですか。

○10番（高本勝次君）はい。

○議長（土井裕美子君）それでは、10番 高本さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時35分 休憩）